

平成26年(ワ)第259号 損害賠償等請求事件

原告 對 馬 靖 人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

準備書面 4

平成27年10月19日

静岡地方裁判所沼津支部民事部1A係 御中

被告藍澤證券株式会社

訴訟代理人弁護士 本 杉 明



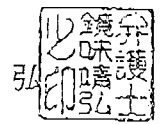
同 堀 内



訴訟復代理人弁護士 佐 伯 理



同 鏡 味 靖



原告準備書面(9)及び準備書面(10)(いずれも平成27年7月31日付け)に対し、被告藍澤證券株式会社は、以下のとおり反論する。

第1 原告の主張の整理

原告の主張整理がなされた原告準備書面(9)によると、被告藍澤證券の責任原因としては、第1事件・第2事件ともに以下の内容で共通している。

すなわち、原告は、被告藍澤證券に対する主位的請求として、レジットにつ

いて目論見書どおりの運用がなされなかったことないしは被告藍澤証券が目論見書どおりの運用をさせる義務を怠ったことを理由として債務不履行の主張をし、また、予備的請求として、説明義務違反ないしは金融商品取引法17条違反を理由とする不法行為責任を主張している（原告準備書面（9）・6頁以下、原告準備書面（3）・2頁以下）。

第2 債務不履行を構成する余地がないこと

1 前提となる「債務」の内容

上記のような原告の主張を前提にすると、被告藍澤証券が債務不履行責任を負うためには、被告藍澤証券が、顧客である原告との関係において、「管理会社に対して目論見書どおりの運用をさせる義務」を負っていることが前提となる。

2 目論見書どおりの運用をさせる義務を負わないこと

(1) 販売会社にすぎないこと

ア ところで、被告藍澤証券は、レジットの販売会社である。被告藍澤証券は、いわば、顧客である原告とレジットとをつなぐ窓口であったにすぎない。

イ 繰り返し述べてきたとおり、評価方法の変更の点についても借入制限の点についても、目論見書の記載と異なる運用がなされたという事実自体が存しないのであるが、いずれにしろ、評価方法の変更等に関し、販売会社にすぎない被告藍澤証券が関与することはできない。

ウ このように、被告藍澤証券は販売会社にすぎず、運用に関する事項の決定等については関与できないのである。にもかかわらず、原告との関係においては、管理会社に対して目論見書どおりの運用をさせる義務など負うことなど、あるはずがない。

(2) 形式上の受益権者であることとの関係

ア また、原告は、被告藍澤證券がレジットの実質的な受益者とされていることを根拠に、目論見書どおりの運用をさせる義務を負うとも主張している。

しかし、この点に関する原告の主張が誤りであることも繰り返し述べてきたとおりである。

イ すなわち、目論見書上（甲2の1）、形式上の受益権者である被告藍澤證券が実質的受益権者のために行使することができるものとされているものは、①分配請求権、②買戻請求権、③残余財産分配請求権、④損害賠償請求権、⑤受益者総会での議決権に限られている。

「目論見書どおりに運用させる義務」、すなわち、管理会社の運用方法等について指示する権限などどこにも含まれていない。

3 まとめ

以上のとおりであり、そもそも、被告藍澤證券は、債務不履行責任の前提である「管理会社に対して目論見書どおりの運用をさせる義務」を負っていない。したがって、被告藍澤證券が債務不履行責任を負うことはあり得ない。

第3 不法行為の主張について

1 原告の主張

(1) 前述のとおり、原告は、被告藍澤證券に対する予備的請求として、不法行為責任を主張している。

(2) まず、原告が不法行為の態様として主張している説明義務についてであるが、原告が述べる①ないし⑤の項目（原告準備書面（3）・5頁）がどうして説明義務の対象となるのか等に関し、原告は「当然のこと」と述べるのみである。未だに具体的な主張がなされないこと自体、この主張に根拠がないことの表れである。

(3) また、金商法17条違反の点については、そもそも、虚偽ないし誤解を招

くような記載のある目論見書を用いた事実が存しない。

2 消滅時効

(1) このように、被告藍澤証券が不法行為責任を負うことはないのであるが、万が一、不法行為責任を負うとしても、既に時効消滅していることは繰り返して述べたとおりであるが、以下のとおり、改めて、本準備書面をもって消滅時効を援用する。

(2) ところで、原告は、消滅時効の起算点について平成24年8月以降であるとする（原告準備書面（10）・26頁）。

しかし、平成21年1月5日、原告は、自ら「第一次の損害賠償請求」と称して、被告藍澤証券に対して損害賠償を請求するFAXを送信しているのであり（乙3・41頁）、遅くともこの時点で、原告は「損害」も「加害者」も知っていたのである。

(3) したがって、万が一、不法行為に基づく損害賠償義務が認められるとしても、既に平成24年1月5日は経過しており、消滅時効が完成しているから（民法724条前段）、被告藍澤証券は、消滅時効を援用する。

3 まとめ

上記のとおり、そもそも被告藍澤証券が不法行為責任を負うことはなく、また、仮に不法行為が成立したとしても、それに基づく損害賠償義務は時効によって消滅している。

したがって、いずれにしろ、被告藍澤証券が、原告に対し、不法行為に基づいて損害賠償責任を負うことはあり得ない。

第4 結語

以上のとおりであるから、原告の被告藍澤証券に対する主位的請求（債務不履行）にも予備的請求（不法行為）にも、全く理由がないことは明らかである。

既に訴訟係属から1年半近くを経過しているが、結局、原告は同様の主張を

繰り返しているにすぎない。上記のとおり，原告の被告藍澤證券に対する請求はいずれも成り立たないことは明らかであるから，本件については直ちに弁論を終結した上，速やかに原告の請求を棄却されたい。

以 上